

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国立公園の指定の解除及び区域の見直し	1300010	国立公園の区域の見直しについては、自然環境や社会条件等の変化に対応して定期的に行うこととなっている。また、非常災害など突発的な事情が発生した場合にも適宜行うこととしており、三宅島についても状況が整い次第、必要な調査等を行い見直し作業を実施することとしている。 なお、非常災害のために必要な応急措置については、自然公園法第17条第7項等に基づき、行為後にその旨を届け出る制度になっており、手続きの簡素化が図られている。			D - 1						2066010	個人	三宅島エコ・アイランド特区	事業用地の指定の一部解除
国立公園の公園計画の随時見直し	1300020	公園計画の見直し等については概ね5年と通知で定めているところであるが、国立公園にかかる公園計画の見直しは都道府県知事の申し出により行われることとされており、当該公園の保護と適正な利用の観点から見直しが必要との申し出があれば柔軟に対応したい。		公園計画の見直し等については概ね5年と通知で定めているところであるが、国立公園にかかる公園計画の見直しは都道府県知事の申し出により行われることとされており、当該公園の保護と適正な利用の観点から見直しが必要との申し出があれば柔軟に対応したい。 する旨を通知により全国的に明らかにしたい。	E B - 1						1136040	長崎県	しま交流人口拡大特区	国立公園の公園計画の随時見直し
国立公園事業の手續の緩和	1300030	公園計画は適正な保護と利用をはかる観点より審議会の意見を聞き決定することとしており、これに基づき都道府県知事が風致景観の保護に配慮しつつ適正な公園利用を推進する観点から公園事業の決定を行っており、所要の手續を緩和することはできない。 料金を徴収することに関しては自然公園法の事業である必要はないため事実誤認。	自治体の提案は、協議等に時間を要し事業化に時間を要しているとの指摘である。手続きの簡素化等により自治体の要望が特区において実現できないか、具体的に検討して回答されたい。	事業執行協議については、行政手続法に基づく標準処理期間を定め、可能な限り早急に対応しているところ。今後も迅速な処理に努めたい。	C						1384030	石川県羽咋市	自然共生特区	自然公園法による公園事業の手續及び行為の緩和。
自然公園法によらない地域独自の規制の実施	1300050	国立公園及び国立公園は、環境大臣が優れた自然の風景地の保護と利用を図るために指定する公園であり、風景地を保護するために規制されている行為については国立公園にあっては環境大臣が、国立公園にあっては都道府県知事が、自然公園法の目的に照らし審査する必要があるため適用除外とすることはできない。 なお、自然公園法は、地域の意に沿わない工作物に対して上乗せ規制する条例の制定を妨げるものではない。			C						1429080	長野県	長野ルネッサンス特区	自然公園内の工作物の新設等許可の規定の適用除外
国立公園内許可に関する権限委譲	1300060	地方分権推進計画策定の際に、我が国の傑出した自然風景地の保護と利用を図るために指定された国立公園の保護を図ることは国の義務であるとして、国立公園の許認可事務については国の直接執行事務とすることとして整理がなされており、あらたに地方公共団体に事務を移譲することは適切ではない。 なお、自然公園法によりエコミュージアムの推進に関して規制を行っているものではない。	提案内容は全ての権限の委譲ではなく、小規模構造物については、国立公園の許認可事務については最終的には全て国の権限とする整理がなされており、あらたに地方公共団体に事務を移譲することは適切ではない。	地方分権推進計画策定の際に、国立公園の許認可事務については最終的には全て国の権限とする整理がなされており、あらたに地方公共団体に事務を移譲することは適切ではない。	C						1091010	上士幌町	国立公園エコミュージアム特区	・国立公園内エコミュージアム認知地区内に関する連携事業優先採択 ・国立公園内構造物に関する規制緩和
自然公園の公園事業となる施設の種類の拡大	1300040	公園事業は国立公園又は国立公園の利用又は保護のための施設をいうものであるが、今回提案の風力発電自体は上記の目的のための施設ではないため公園事業として認めることはできない。	風力発電施設は、自然公園内に多く存する自然環境を有効に活用したものであり、地球環境保護の目的に資すると考えられるため、周辺環境に著しく悪影響を与えるものでない限り、公園事業として認めても差し支えないのではないか。またこの観点から特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	公園事業とは、例えば登山道や宿舎などの公園利用者の利用の用に供する施設や、荒廃地の植生の復元など自然環境の保護を図る施設である。風力発電施設については地球温暖化防止に資するとは認識しているが、国立公園又は国立公園の利用にも保護にも寄与するものではなく、このような施設を自然公園法上の公園事業施設に位置付けることは適切ではない。	C						1231010	上齋原村	エコエネルギー発電所特区	自然公園法施行令第1条にエコエネルギー発電事業の追加

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
自然公園特別地域(特別保護地区を含む)内における風力発電施設設置の許可の柔軟化	1300070	<p>国立公園及び国定公園の特別地域及び特別保護地区は、環境大臣又は都道府県知事が当該公園の風致景観を維持する必要がある場合に区域を指定するものであり、その区域内に特区を定めて風致景観の維持に支障が生じる行為について規制を緩和することは馴染まないが、風致を維持する限度内であれば、自然的、社会的条件から判断して基準の適用が適当でない場合に基準の特例を定めることが出来る(自然公園法施行規則第11条第30項)とされていることから、具体的には個々の事例に即して判断する必要がある。</p> <p>ただし、特に風力発電施設については国立公園及び国定公園の風致景観を著しく改変し眺望を損なうおそれ大きいことから設置の許可には慎重に対応しているところである。また、事業の詳細は不明であるが、公園内に50階建てビル50棟を建設する等の事業についても、風致景観を著しく改変するかどうかについて慎重に判断すべきである。</p>	<p>国立公園については、都道府県知事が許可に際して一律の基準によることなく柔軟な判断ができるようにならないか、国立公園については、風力発電施設について、許可が可能な場合を明確化できないか、このような観点から提案の趣旨を踏まえ、特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>国立公園及び国定公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、国の責任において審議会の意見を聞いて指定する公園である。このため、国定公園においても国定公園の資質が失われないよう、国が定めた基準で許可を行うことが適当である。</p> <p>二酸化炭素を排出しない風力発電施設の重要性については認識しているが、国立公園及び国定公園は我が国を代表する自然の風景地であり、その保護を図り、将来の世代に引き継ぐこともまた重要と考えている。国立公園は我が国の傑出した自然の風景地を指定しており、その風景はひとつとして同じ物はなく、支障の程度も様々であることから、風力発電施設について許可が可能な場合を全国的に明確化するのには極めて困難である。このため、風力発電の設置については、個別案件ごとに慎重に審査していくこととするが、その基準が必ずしも明確ではないのではないかと指摘があることを踏まえ、施設一般の基準とは別に、国立公園における風力発電施設の設置に関する基準を全国的に明らかにする。</p>	D-1	—					1101140	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	自然公園内における工作物の新築等に関する規制の緩和
											1226010	兵庫県南淡町	自然エネルギー推進特区	国立公園特別地域内に風力発電施設を設置するために必要な特別地域内での事業実施要件の緩和
自然公園特別地域(特別保護地区を含む)内における行為等の許可の柔軟化	1300070										1100030	豊根村	自然エネルギー活用特区	風力発電施設の立地の容認
											1080020	鳥羽市	観光産業特区	国立・国定公園の特別地域における許可の緩和
											1101040	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	自然公園内でのリサイクル施設(中間処理施設、再生施設)設置の容認
											2005010	NPO法人申請中「I・H・H・Sグループ」	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:tammy」	石川県珠洲市全域の利用が出来る国定公園の指定の緩和
国定公園特別地域(特別保護地区を含む)内における行為等の許可の権限委譲	1300080	<p>国立公園及び国定公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、国の責任において審議会の意見を聞いて指定する公園である。このため地方分権の議論を踏まえ、風景地を保護するために規制されている行為の許可基準について全国的な基準として法令に明記したところである。ただし、自然的、社会的条件から判断して基準の適用が適当でない場合には、風致を維持する限度内において地域ごとに基準の特例を定めることが出来る(自然公園法施行規則第11条第30項)こととされている。</p> <p>また、理由に記載されているホテル等公園利用に供されうる施設については公園事業としても対応が可能である。</p>	<p>自治体からは、国定公園特別地域内での開発行為の許可には詳細な基準が定められていることよって、知事の裁量の余地がなく、また知事がこれらの基準によらず別途基準を定めることができる場合でも、責省の解釈で、社会的経済的条件が限定的に示されているとしている。</p> <p>国立公園については、都道府県知事が許可に際して一律の基準によることなく柔軟な判断ができるようにならないか、国立公園については、許可が可能な場合を明確化できないか、このような観点から提案の趣旨を踏まえ、特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>国立公園及び国定公園は、優れた自然の風景地を国民共有の財産として保護と利用を図るため、国の責任において審議会の意見を聞いて指定する公園である。このため、国定公園においても国定公園の資質が失われないよう、国が定めた基準で許可を行うことが適当。また、国立公園及び国定公園の許可基準については、特例の枠組みも含め、自然公園法施行規則に定めているところである。</p>	C		<p>提案者の意見は、国定公園の管理は知事の権限として都道府県の自治事務とされており、一定の条件のもとで地域の実情にあった方法で管理することが適当というものである。これについて実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>国立公園における行為の許可等は都道府県の自治事務とされているが、公園区域の指定と公園計画の決定については国の直接執行事務とされている。</p> <p>このため、国定公園の保護に関して、国の指定を受けた国定公園としての一定の水準を維持するためには、公園計画を踏まえて許可をする際の基準を共通のものとするのが制度上必要である。</p>			1136030	長崎県	しま交流人口拡大特区	特別地域内での事業実施要件の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
国立・国定公園の特別地域における許可を要しない行為の拡充	1300090	構造改革特別区域基本方針別表1中「国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」で対応したい。			D - 2						1397020	小田原市	フィルムコミッション特区	ロケ用仮設建築物の建築規制緩和
	1300100	構造改革特別区域基本方針別表1中「国立・国定公園における自然を活用した催しの容易化事業」で対応したい。 なお、法第24条の規定は利用者に著しく不快の念をおこさせるような方法で、ごみその他の汚物又は廃物を捨てることや、著しく悪臭を発散させ、拡声器、ラジオ等により著しく騒音を発するなど国立公園又は国定公園の利用者に著しく迷惑をかける個々の行為を規制しているものであり、催しの開催を禁止するものではなく事実誤認。			D - 2						1143010	岩手県宮古市	国立公園内特別地域における行為等の規制緩和特区	自然公園法第17条及び第24条の規制緩和による特別地区でのイベント開催及び工作物の設置の容認
県立自然公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充	1300110	国立公園及び国定公園の普通地域においては、我が国の優れた自然の風景を保護するため、自然の風景地を改変するおそれのある大規模な行為について届出制としているものであり、風力発電施設のうち高さが30mを超えるものについては、国立公園・国定公園の風景を著しく改変し眺望を損なうおそれが大きいことから届出が必要である。	自然公園普通地域における工作物設置のための届出基準の特例により、提案主体の要望が実現できないが、具体的に検討し、回答されたい。	提案書によれば、施設予定地は県の条例により指定された県立自然公園の普通地域であり、届出基準についても県が定めていることから、提案主体は県と調整されたい。	☞ E						1161010	里美村	里美牧場自然エネルギー活用特区	国立・国定公園の普通地域における届出を要しない行為の拡充
有害鳥獣駆除における従事者の容認	1300120	見回りや寄せエサの補給活動は、捕獲行為に含まれないことから、規制の対象外である(平成12年7月24日付け疑義照会に対する回答)。			E						1169010	桐生市	農産物の被害防止と市民生活の安全を確保する構想	有害鳥獣駆除における従事者の容認
温泉掘削許可等の免除	1300130	都道府県知事は許可に際し、温泉法第28条に基づき審議会その他の合議制の機関の意見の聴取を行う必要があるが、これは、許可にあたり高度の専門的知識を要するとともに処分の公正さを確保する観点から必要な手続きであり、省略することは困難。しかしながら、審議会等の運営方法の改善等により弾力的な運用を行えば迅速な許可が可能。また、処分庁である長崎県に対しては、情報提供を行い周知を図る。			D - 1						1175070	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	温泉掘削許可の免除
国民宿舎の管理運営の民間委託の容認	1300140	今年度中に当該通知を廃止する予定である。			B - 2						1287010	高知市	国民宿舎運営特区	営利を目的とする法人への運営委託が可能となるよう運営基準の緩和
環境影響評価法における評価用データの取得方法の簡略化及び環境影響評価手順の時間短縮化	1300150	広く住民や一般国民からの意見を求めるためには現在の縦覧期間は必要最小限のものであり、期間を短縮することは困難である。評価方法については、適切な環境影響評価が可能な方法であれば、評価用データの取得方法の簡略化等は現在の制度でも事業者の判断により行うことは可能である。(第11条に定めるとおり、主務省令は評価方法選定のための指針であり、評価を適切に行えるのであれば事業者の最終的な判断によって具体的な評価方法を選定できるものである。)	貴省の回答では、「評価用データの取得方法の簡略化等は現在の制度でも事業者の判断により行うことは可能である。」とあるが、どのような場合に可能となるか明確にできないか。この観点から、具体的に検討し、回答されたい。	簡略化の考え方は、基本的事項及び事業種毎の主務省令に示されているが、具体的には地域特性や事業特性に応じて判断すべきものであり、また適当な方法について知事や住民等の意見を聴きつつ検討するための手続きが第5条から第11条にかけて規定されているところである。このような性質のものであるため、貴意見のように一律にどのようなデータ取得を簡略化できるかについて予め規定することは、制度の趣旨に反する。	C D - 1						1273060	大分県	大分港環境・産業活性化・物流特区	環境影響評価の手順等の簡略化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
大規模都市開発における環境影響評価、大規模小売店舗立地法等の重複予測項目の一本化	1300160	要望事項については、環境影響評価法の改正を求めるものではない。経済産業省にて対応済み									2130010	(株)大林組	都市再生推進特区	大規模都市開発における環境影響評価、大規模小売店舗立地法等の重複予測項目の一本化
瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和	1300170	瀬戸内海環境保全特別措置法においては、一定規模以上の特定施設の設置や構造変更の事前評価制度を実施している。その際、COD等の測定については、環境影響の程度に応じた適切な方法・頻度で行うことが可能であり、一律に多大な時間と費用を要する測定を要求しているものではなく事実確認である。なお、排水量の増大は、汚濁物質の拡散範囲を変化させる可能性があるために事前評価を要しており、これを一部の県でのみ緩和することは他県での制度の効果を失わせる可能性があるため困難である。	事前評価を要しない僅かな排水量の増大の範囲について明確化できないか、具体的に検討し、回答されたい。	現行の制度では、瀬戸内海の特異性に照らし、人の健康・生活環境に被害を生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出する「特定施設」の構造等の変更の際には、設置時と同様に事前評価が必要としている。本要望事項は、事前評価制度にかかる費用等を過大にとらえた上で、環境に被害が生じないことが確実にあることから事前評価等が免除されている例外措置の要件を緩和して欲しいというものであり、事実誤認であるとともに、瀬戸内海に注目した制度の趣旨に反するものであることから、特区として対応することは不可能である。	C D-1 E					1273070	大分県	大分港環境・産業活性化・物流特区	瀬戸内海環境保全特別措置法の事前評価に関する事項の緩和	
熱利用後の温泉水排出の際の、汚染状態測定の緩和	1300180	水質汚濁防止法上の特定施設は、施設について人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出するものとして同法施行令により定められており、水質の汚濁防止の為、排水基準の適用や同法第14条(排出水の汚染状態の測定等)に関する規定等が適用されている。そのため、温泉を利用する旅館業においても、特定施設を有する場合には、同法第14条(排出水の汚染状態の測定等)に関する規定等が他施設と同様に適用されており、事実誤認である。	自治体の提案は、旅館業のことではなく、熱利用後の温泉水を海洋に排出する際に、汚染状態測定の負荷を緩和してほしいというものであり、その要望が特区において実現できないか、具体的に検討して回答されたい。	当該要望事項は、温泉水に含まれる化学成分によって管内に付着するスケールを除去する為の研究施設に関するものである。科学技術に関する研究施設は、人の健康・生活環境に被害が生ずるおそれのある汚水又は廃液を排出するものとして同法施行令により定められており、水質汚濁防止法上の特定施設に該当する。当該施設は、温泉水に含まれる化学成分によるスケール除去のために種々の方法で実験するものであり、公共用水域の水質汚濁防止の観点からも、排水基準及び同法第14条(排出水の汚染状態の測定等)に関する規定等が当然適用されるべきである。	E		当該要望事項は、スケール除去の研究施設に関するものにはあるが、通常海洋に流出している温泉水と何ら変わらない成分のものが研究施設から排出されるにすぎない。この場合、提案者の要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	科学技術に関する研究施設は、一般にその研究手段として人の健康に係る有害物質や生活環境に被害を及ぼす物質を取り扱っており、これらが排出された場合に公共用水域に与える影響が大きい。水質汚濁防止法上の特定施設に指定されている。本件に関しても、研究内容を規制できない以上、スケールの除去薬剤が排出されたり、スケールに濃縮された温泉含有の化学物質が再触解し排出されるなど、公共用水域を汚染する汚水廃液が排出されるおそれがあることを否定できない。そのため、他の研究施設と同様に、公共用水域の水質汚濁防止の観点から、排水基準及び同法第14条(排出水の汚染状態の測定等)の規定等を適用する必要がある。		1175120	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	排出水の汚染状態測定及び結果記録の緩和	
土地所有権の範囲からの地下水部分の除外	1300190	提案の趣旨を詳細に聴き取ったところ、本提案は、土地所有権に基づいて地下水に対する所有権を個々に主張されることで、上水道水源としての地下水利用段階において、水道水源地域内の土地所有者との間に取水量などに関して紛争が発生することを未然に防止するためのものである。これは、地下水の保全を目的とした提案ではないことから、当省で所管するものではない。			E						1166010	平良市	緑のダム特区	土地所有権の範囲における地下水部分の適応除外
大気汚染悪化防止に関する交通規制の実施	1300200	当特区構想の概要として挙げられている交通量センサー等により信号を調節し、電光掲示板でも迂回の協力などを表示するシステムについては、交通公害低減システム(E P M S)として既に兵庫県等で整備が進められている。 なお、具体的な交通規制を所管するのは都道府県公安委員会であるが、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法第7条及び第9条に基づいて関係都道府県知事が窒素酸化物総量削減計画及び粒子状物質総量削減計画を策定する際には、都道府県知事、都道府県公安委員会、特別区を含む関係市町村等から組織される協議会の意見を聞かなければならないものとされているところである。			E						1072010	東京都板橋区	環境改善対策特区	大気汚染悪化防止に関する交通規制の実施
騒音区域内の宅地開発に関する規制の緩和	1300210	環境基準は、人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準であり、基準そのものを宅地開発のために緩和することはできない。ただし、同基準は土地区画整理事業を直接的に制約するものではない。			E						1243010	矢本町	騒音区域内の宅地開発特区	騒音区域内の宅地開発に関する規制の緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
廃棄物の海洋投入の容易化	1300220	我が国においては、廃棄物は陸上処理することが原則であり、やむを得ない場合に法令に従った方法で行う場合のみ海洋投入処分が認められている。現行の基準は、海洋環境保全上必要最低限の基準を全国一律に定めているもので海洋環境保全上の観点からも規制緩和の対象とするべきでない。また、仮に緩和した場合、海洋投入処分の影響が近隣の海域に悪影響を及ぼす可能性を否定できない。			C						1101070	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	一般廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の緩和
	1300230	我が国においては、廃棄物は陸上処理することが原則であり、やむを得ない場合に法令に従った方法で行う場合のみ海洋投入処分が認められている。現行の基準は、海洋環境保全上必要最低限の基準を全国一律に定めているもので海洋環境保全上の観点からも規制緩和の対象とするべきでない。また、仮に緩和した場合、海洋投入処分の影響が近隣の海域に悪影響を及ぼす可能性を否定できない。			C						1101090	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	産業廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分基準の緩和
	1300600	廃棄物の海洋投入規制については、廃棄物の海洋投棄に伴う広域的な海洋汚染への影響を考慮して、日本国も締結しているロンドン条約に基づき実施しているところであり、ロンドン条約の趣旨に鑑み原則陸上処理できるものについては海洋投棄すべきでないことから提案の規制の緩和は適切ではないと考える。 御要望については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき個別に都道府県知事の許可を取得することにより対応可能である。			C						1101050	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	一般廃棄物の陸上処理の原則の緩和
	1300610	廃棄物の海洋投入規制については、廃棄物の海洋投棄に伴う地球規模での海洋汚染への影響を考慮して、日本国も締結しているロンドン条約に基づき実施しているところであり、ロンドン条約の趣旨に鑑み原則陸上処理できるものについては海洋投棄すべきでないことから提案の規制の緩和は適切ではないと考える。 また、ロンドン条約で定められた海洋投棄が例外的に可能であるものを除き、廃棄物処理法において海洋投棄を禁止しているところであるが、産業廃棄物である動植物性残さのうち一定の基準に適合するものについては海洋投棄を行うことが可能とされているところである。			C						1101060	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	一般廃棄物としての動植物性残さの海洋投入処分の容認
	1300620	廃棄物の海洋投入規制については、廃棄物の海洋投棄に伴う広域的な海洋汚染への影響を考慮して、日本国も締結しているロンドン条約に基づき実施しているところであり、ロンドン条約の趣旨に鑑み原則陸上処理できるものについては海洋投棄すべきでないことから提案の規制の緩和は適切ではないと考える。 御要望については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき個別に都道府県知事の許可を取得することにより対応可能である。			C						1101080	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	産業廃棄物の陸上処理の原則の緩和
リサイクル対象物品の廃棄物からの除外(温泉施設発生スケール等)	1300240	温泉水熱利用施設発生スケールについても、温泉施設発生スケール(湯の花)と同様に有償で譲渡し得るものについては、湯の花と同様の取扱いが可能であり、規制の特例を講じる必要はないと考える。むしろ、規制の問題ではなく、需要と供給の問題や社会的に湯の花と同様に受け止められていないという問題であり、湯の花と同様の物であることを十分PRすること等が重要ではないか。			E						1175080	長崎県小浜町	小浜総合自然エネルギー特区	温泉水熱利用施設発生スケールの温泉施設発生スケールと同様の取り扱い
	1300370	廃棄物処理法施行当時から、「港湾、河川等のしゅんせつに伴って生ずる土砂その他これに類するもの」は、廃棄物処理法の対象となる廃棄物として取り扱っていない。			E						1101110	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	水底土砂の廃棄物からの除外

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
リサイクル対象物品の廃棄物からの除外(生ごみ等)	1300380	リサイクル対象物を廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でリサイクル名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。 また、そのような不適正処理が起きた場合の原状回復責任もあいまいになってしまい、責任を追及できない場合、最終的には地方公共団体が多額な原状回復費用を負担せざるを得なくなることに留意する必要がある。 御提案については、都道府県知事から個別の指定を受けることにより対応が可能と考えられる。 なお、材木の加工に伴って生じる木片であっても有償売却し得る性状を有しているものであれば廃棄物には該当しない。	不適正な処分等がなされないよう、適切な代替措置が講じられることで、「特区」という限られた区域のみにおいて要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	廃棄物処理法が特区如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることはありえない。 リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることであり、リサイクルと称する不法投棄が多発してきている実情からみても、不適当である。 ご要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体の強いご要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといった)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただくことが必要である。 なお、廃棄物をリサイクルする上での課題は、天然資源、新材料、新製品の方が廃棄物を再生したのよりも安いこと、再生するよりも安価な処分をする方が安いことから、経済的にリサイクルが不利となっていることである。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外することで、こうした課題が解決するものではなく、リサイクル推進のためには、リサイクルを義務付けることや、再生品の使用を強力に進めるといった需要側での対応が必要である。	C D-1 E			廃棄物処理法が特区如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることはありえない。 リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることであり、リサイクルと称する不法投棄が多発してきている実情からみても、不適当である。 ご要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。 現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体の強いご要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといった)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただくことが必要である。 なお、廃棄物をリサイクルする上での課題は、天然資源、新材料、新製品の方が廃棄物を再生したのよりも安いこと、再生するよりも安価な処分をする方が安いことから、経済的にリサイクルが不利となっていることである。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外することで、こうした課題が解決するものではなく、リサイクル推進のためには、リサイクルを義務付けることや、再生品の使用を強力に進めるといった需要側での対応が必要である。			1107010	大川市	木くずリサイクル特区	リサイクル推進のため、木くずを廃棄物処理法の廃棄物から除外
	1300390	リサイクル対象物を廃棄物から除外することとし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でリサイクル名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。 また、そのような不適正処理が起きた場合の原状回復責任もあいまいになってしまい、責任を追及できない場合、最終的には地方公共団体が多額な原状回復費用を負担せざるを得なくなることに留意する必要がある。	不適正な処分等がなされないよう、適切な代替措置が講じられることで、「特区」という限られた区域のみにおいて要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	廃棄物処理法が特区如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることはありえない。 リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることであり、リサイクルと称する不法投棄が多発してきている実情からみても、不適当である。 ご要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。 現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体の強いご要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといった)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただくことが必要である。 なお、廃棄物をリサイクルする上での課題は、天然資源、新材料、新製品の方が廃棄物を再生したのよりも安いこと、再生するよりも安価な処分をする方が安いことから、経済的にリサイクルが不利となっていることである。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外することで、こうした課題が解決するものではなく、リサイクル推進のためには、リサイクルを義務付けることや、再生品の使用を強力に進めるといった需要側での対応が必要である。	C	提案者の要望を実現するために、リサイクル対象品の廃棄物からの除外について引き続き検討されたい。				1173010	豊川市	環境保全型農業推進特区	畜糞等の有機肥料の原材料に関する廃掃法の規制緩和	
	1300460	生ごみについては、そのもの自体に腐敗性を有し悪臭等を発生する等生活環境の保全上支障が生じる廃棄物である。 その廃棄物を処理する施設については、施設の構造や設置する者の資力から見て生活環境保全上支障のない処理が可能か確認する観点から、堆肥化等のリサイクル施設の施設に係る規制の緩和は適切ではないと考える。	不適正な処分等がなされないよう、適切な代替措置が講じられることで、「特区」という限られた区域のみにおいて要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	廃棄物処理法が特区如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることはありえない。 リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることであり、リサイクルと称する不法投棄が多発してきている実情からみても、不適当である。 ご要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。 現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体の強いご要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといった)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただくことが必要である。 なお、廃棄物をリサイクルする上での課題は、天然資源、新材料、新製品の方が廃棄物を再生したのよりも安いこと、再生するよりも安価な処分をする方が安いことから、経済的にリサイクルが不利となっていることである。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外することで、こうした課題が解決するものではなく、リサイクル推進のためには、リサイクルを義務付けることや、再生品の使用を強力に進めるといった需要側での対応が必要である。	C			廃棄物処理法が特区如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることはありえない。 リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることであり、リサイクルと称する不法投棄が多発してきている実情からみても、不適当である。 ご要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。 現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体の強いご要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといった)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただくことが必要である。 なお、廃棄物をリサイクルする上での課題は、天然資源、新材料、新製品の方が廃棄物を再生したのよりも安いこと、再生するよりも安価な処分をする方が安いことから、経済的にリサイクルが不利となっていることである。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外することで、こうした課題が解決するものではなく、リサイクル推進のためには、リサイクルを義務付けることや、再生品の使用を強力に進めるといった需要側での対応が必要である。			1193010	岐阜市	循環型社会形成特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第5条第1項
産業廃棄物処理施設における同一性状の一般廃棄物処理の可能化	1300250	廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。			B-1						1159010	福岡県大牟田市	環境創造新産業特区	「リサイクルを目的とする廃棄物の処理に対する廃棄物処理法の規制緩和」
	1300280	廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。なお、処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号に基づき上磯町の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。			B-1						1113010	上磯町	上磯町リサイクル循環工業特区	一般廃棄物の処分に係る許可の省略及び許認可手続きの簡素化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
同一性状のリサイクル対象品について、一般廃棄物及び産業廃棄物の区分によらない許可の実施(運搬・収集、処分)	1300260	産業廃棄物については、多量発生性又は市町村における処理困難性を考慮し、いわゆる汚染者負担の原則も踏まえ、排出事業者自らの責任で処理することを義務付けているところ。 御指摘の趣旨はつまるところ、市町村が処理責任を負う一般廃棄物と同様に産業廃棄物であるバイオマスを処理できるようにされたいものと考えられるところであるが、処分の許可については、現行制度においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき個別に都道府県知事の許可を取得するか、または、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。 なお、市町村がその事務として自ら産業廃棄物の処理を行うことは現行制度においても可能であり、かつ、その場合には、業許可は不要である。			C						1101010	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	同一性状の産業廃棄物の一般廃棄物扱い
	1300270	収集運搬業・処分の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号並びに第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき地方公共団体の判断で、一般廃棄物・産業廃棄物とも業の許可を不要とすることが可能である。 また、施設設置の許可については、一般廃棄物・産業廃棄物ともに許可権者は都道府県知事又は保健所設置市長であり、申請を受ける都道府県知事が、例えば添付書類を共用したり、審査を同時に進めたり、地方公共団体において事前の行政指導手続を廃止するなど、運用上合理的かつ迅速に申請の受理や審査を行うことは可能である。 なお、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。		廃棄物は、その処理責任に着目して一般廃棄物(市町村責任)及び産業廃棄物(排出事業者責任)に区分がなされているところ、扱う廃棄物が同質・同性状のものであっても一概に一般廃棄物と産業廃棄物の区分を同一の扱いとすることは困難である。 特に廃棄物処理業については、一般廃棄物処理業については市町村長が、産業廃棄物処理業については都道府県知事が許可権限を有しており、また一般廃棄物処理業については市町村ごとに定められる一般廃棄物処理計画に適合したもについて許可を行うこととされていることから、リサイクル可能な廃棄物であることのみをもって許可手続について別類型を設けることは困難である。 なお、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができるとされており、同一性状の廃棄物について、市町村長と都道府県知事が併せて指定することと足りるものとする。手続として一本化したいということであれば、市町村長と都道府県知事が協議の上、どちらか一方が指定したもについて、自動的に他方も指定したことになる制度を自治体の判断で創設することにより対応可能と考える。 また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。	C B-1 D-1		自治体が本格的にリサイクルの推進を行おうとする場合において、業許可、運搬許可について産廃、一廃の区分の撤廃ができれば、具体的な検討し、回答されたい。			1426010	長野県	エココミュニティ創出特区	有機廃棄物処理施設の設置の緩和	
	1300290	廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。 なお、御提案については、市町村長から委託、許可を受けることにより、また、リサイクルであれば個別指定を受けることにより対応は可能と考えている。	提案主体の要望を要約すると、廃棄物の収集・運搬、及び処分の業、施設の設置の許可取得について、一般廃棄物と産業廃棄物の区別を撤廃し、一括して許可を取得したいというものである。この観点から、提案主体の要望が特区において実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	C B-1 D-1			なお、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができるとされており、同一性状の廃棄物について、市町村長と都道府県知事が併せて指定することと足りるものとする。手続として一本化したいということであれば、市町村長と都道府県知事が協議の上、どちらか一方が指定したもについて、自動的に他方も指定したことになる制度を自治体の判断で創設することにより対応可能と考える。 ご要望の趣旨は、つまるところ、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、そもそも多くの地方公共団体で行われている廃棄物処理法によらない規制を撤廃し、法に即して迅速に許可、不許可を判断すべきものであるほか、法においても地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができるため、今後は地方公共団体内部の関係部局間調整を行い、廃棄物処理法に基づく手続を経たうえで、地方公共団体の判断で本格的にリサイクルを推進していただきたい。			2052010	株式会社 ゼリアエコテック	次世代型環境リサイクル特区	科学的な見地から「廃棄物の種類(定義)」を見直すことにより、処理施設設置及び処理業許可申請の際に、同一技術で処理できる廃棄物を一括申請できるように特例を設ける。また、変更許可申請時も同様の取扱いとする。	
	1300470	住民等から日々排出される一般廃棄物の処理については、住民等に対する基礎的サービスとして、市町村の税金等により、市町村が一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の収集や処理について行っているところである。民間業者が行う一般廃棄物の処理は、廃棄物処理計画に従って、市町村の統括的な処理責任の下、市町村の処理を補完する観点から、市町村の廃棄物処理業の許可制度や再生利用に関する指定制度により認められている。現に市町村の監督の下、適切に処理されている一般廃棄物について、都道府県知事の指定をした業者が行うことができる場合、一般廃棄物の収集や処理について廃棄物処理計画に定める処理体制と齟齬が生じ、市町村と都道府県の2重行政となり非効率なため適当ではないと考える。			C						1012010	群馬県	環境調和型地域形成特区	再生利用されることが確実な一般廃棄物の利用に関する規制緩和
	1300510	産業廃棄物については、多量発生性又は市町村における処理困難性を考慮し、いわゆる汚染者負担の原則も踏まえ、排出事業者自らの責任で処理することを義務付けているところ。 御指摘の趣旨はつまるところ、市町村が処理責任を負う一般廃棄物と同様に産業廃棄物であるバイオマスを処理できるようにされたいものと考えられるところであるが、処分の許可については、現行制度においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき個別に都道府県知事の許可を取得するか、または、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。 なお、市町村がその事務として自ら産業廃棄物の処理を行うことは現行制度においても可能であり、かつ、その場合には、業許可は不要である。			C						1101100	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	産業廃棄物に関する許可制度の簡素化

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
対象品及び再生方法を特定しない包括的なりサイクル方法の許可	1300320	現行制度においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき神奈川県知事の判断で業の許可を不要とすることが可能である。			D - 1						1361010	神奈川県	先導的エコ産業創出特区	リサイクルビジネスにおける処分業の許可の特例措置
	1300330	御提案については、現行制度においても申請者の事業内容を踏まえ、神奈川県知事が処分業の許可を付与するに当たり、産業廃棄物の種類を包括的に含めることで対応が可能と考えている。			D - 1						1361020	神奈川県	先導的エコ産業創出特区	リサイクルビジネスにおける処理施設の設置許可の特例措置
	1300340	廃棄物は、その処理責任に着目して一般廃棄物(市町村責任)及び産業廃棄物(排出事業者責任)に区分がなされているところ、一般廃棄物処理業については市町村長が、産業廃棄物処理業については都道府県知事が許可権限を有しており、特に一般廃棄物処理業については市町村ごとに定められる一般廃棄物処理計画に適合したもので許可を行うこととされていることから、リサイクル可能な廃棄物であることのみをもって許可手続について別類型を設けることは困難である。 また、収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号並びに第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき地方公共団体の判断で、一般廃棄物・産業廃棄物とも業の許可を不要とすることが可能である。			C D - 1				D - 1		1361040	神奈川県	先導的エコ産業創出特区	リサイクルビジネスにおける再生品の原料として使う産業廃棄物の運搬の特例措置
	1300650	産業廃棄物に係る委託基準は、産業廃棄物は当該廃棄物の排出事業者が自らの責任で処理しなければならないとする排出事業者責任の観点から踏まえ、安易な処理委託による不適正処理を防止する観点から設けられているものであり、当該廃棄物がリサイクル可能であるか否か等にかかわらず必要な規制であり、安易な特例は認められない。	提案の内容は、機動的な再生商品の開発を行うため、受託契約時の再生の方法の記入の省略と、受託業務終了時の委託者への報告の省略を求めるものであり、上記のような義務がビジネス展開上経済合理性を阻害しているとの指摘を踏まえ、特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	委託契約書の記載事項である処分又は再生の方法は、産業廃棄物の排出事業者が、自らが排出する産業廃棄物について、どのような処理を委託するかという、委託内容の最も基本となる事項であり、当該事項を白紙委任することは、排出事業者責任に照らして適切性を欠くものと考えられる。また、排出事業者が依頼した処理が完了したかどうか(受託業務の終了の報告)ということについても、自ら排出する産業廃棄物について、所期の処理が完了したかどうかを確認することは、委託処理が契約どおりに行われたかどうかの確認という契約の本質的な事項であり、これらの確認を不要とすることは、排出事業者責任に照らして適切性を欠くものと考えられる。これらの基本的かつ本質的な義務について免除することは、産業廃棄物について排出事業者責任の原則がある以上、およそ不適切である。 ところで、ご要望の前提となっている神奈川県提唱のリサイクル工場は、産業廃棄物について、広範に、再生品開発を行うことであると承知しているが、そもそも事業を行なうリサイクル工場は、リサイクルを経済行為として、ビジネス展開しようとするものであるから、当然ながら対象とする産業廃棄物、具体的な再生の方法、開発しようとする再生品について、白紙ということはありえず、何らかの計画があるものと考えられる。そして、通常の経済行為であれば、サービスの内容を白紙委任して対価を支払うということは想定されないと同様、排出事業者は、その責任により、リサイクル工場の計画(どのような再生が行われるか)を前提として、委託をするか否かを判断することになるものであり、また、料金を支払って委託した以上、契約が履行されたことを確認することは当然の経済行為であり、これら排出事業者責任に義務付けること自体が、ビジネス展開上経済合理性を阻害しているとの指摘はあたらない。 むしろ、通常のビジネス展開上経済合理性を追求する経済行為においては、契約を締結する当事者間で、ビジネス展開上のリスクを分担し、合意の上でビジネスを実施することが当然に行われ、その前提として契約に基づき実施される行為や、契約が履行されたかどうかについても確認が行われるところ、廃棄物については、排出事業者にとって不要なものであることから、低廉な料金であれば処理の内容は問わない、処理が完了したかどうかも問わないということになりがちであるため、委託契約のうち本質的な事項である委託する処分又は再生の方法や受託業務終了時の報告(これはマニフェストで足りる)を委託基準として義務付け、排出事業者責任が履行されるようにしているものである。 以上から、委託基準の緩和を求める要望は、排出事業者責任原則に照らして不適切であり、また、経済合理性を阻害するというご懸念も当たらない。	C	提案者の要望は、対象品を特定せず、技術開発、製造を行うというリサイクルビジネスモデルを包括的に認めてほしいというものである。これについて、要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。			D - 1		1361050	神奈川県	先導的エコ産業創出特区	リサイクルビジネスにおける産業廃棄物の再生の委託基準の緩和
	1300530	再生利用認定制度は、一定の廃棄物の再生利用についてその内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることについて環境大臣が認定する制度であり、廃棄物の種類・品目にかかわらず包括的に再生利用認定制度の対象とすることは困難である。 なお、再生利用認定制度における対象廃棄物の拡大については検討しているところであるので具体的な提案があれば御相談いただきたい。	当該リサイクルビジネスモデルが生活環境上支障がない代替を含めたものであれば、特区における包括的な認定も可能ではないか、この観点から、具体的に検討し、回答されたい。	環境大臣の再生利用認定制度は生活環境の保全上支障のない廃棄物のリサイクルを行うものであってリサイクル残さがほとんど発生しないことにより周辺に環境負荷を与えないものを対象としていることから、廃棄物の種類や処理の工程からみて生活環境に影響のない廃棄物として追加するため、どのようなものを対象とするか不明なものについて環境大臣は審査は困難である。 なお、再生利用認定制度における対象廃棄物の拡大については検討しているところであるので具体的な提案があれば御相談いただきたい。	C				D - 1		1361030	神奈川県	先導的エコ産業創出特区	再生利用認定制度の対象品目の拡大

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
廃棄物の処理・運搬に関する委託の容認	1300570	産業廃棄物に係る委託基準は、産業廃棄物は当該廃棄物の排出事業者が自らの責任で処理しなければならないとする排出事業者責任の観点から、安易な処理委託による不適正処理を防止する観点から設けられているものである。 本件については、下水道管理者が責任をもって産業廃棄物処理業者に下水汚泥の処理を委託すべきであり、下水道維持管理業者に責任転嫁することは適切ではないと考えられるが、下水道管理者が産業廃棄物処理業者に処理を委託する際に、委託契約に係る事務を委任することは可能である。 なお、松山市は産業廃棄物行政を所管している以上、当該処理についてもその適否について市民の十分な理解を得る必要があるのではないかと考えられる。			C D-1	下水道管理者が産廃処理業者に処理を委託する際、委任契約に係る事務を下水道維持管理業者に委任することが可能との前回回答については、提案者からの意見とあり、下水道から排出される汚泥の運搬や処分を許可を有しない維持管理業者に業務委託できると解してよろしいか。(この場合、維持管理業者が運搬、処分の許可を有する業者に再委託することとなる。)また、別の提案者の要望は、収集・運搬の業許可を不要とできるのは「知事が認めた産廃のみの収集、運搬を業として行う者」となっており、収集運搬の量、頻度が少ない場合は業として成り立たないことから、特定の再生利用に係る廃棄物に限り、知事の指定無く一般の運送業者等に廃棄物の収集、運搬を認めることができるか、というものである。 以上の点を踏まえ、提案者の要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	委任契約に係る事務を下水道維持管理業者に委任することができることは、契約書の作成の代行という趣旨であり、下水道管理者になり代わって下水道維持管理業者が汚泥の収集運搬や処分を行うことができることとしたものではない。そもそも、下水道施設の維持管理については公物管理法である下水道法において下水道管理者が責任をもって行うこととされている。下水道維持管理業者については、下水道の下水処理に関する施設の運転について下水道管理者の監督のもと、包括的な運転管理の業務を受託したとしても下水道の維持管理を行う責任については下水道管理者であることには変わりない。 つまるところ、下水道管理者が責任をもって終末処理場で発生した下水汚泥について産業廃棄物処理業の許可業者に引き渡すことを産業廃棄物処理法に基づく排出事業者責任の一環として行っていただきたい。 また、廃棄物処理法上の「業として行う」考え方については、廃棄物の収集又は運搬若しくは処分を特定又は不特定の人を対象に社会性をもって反復継続して行うことを意味しており、湧別町の要望については、廃棄物の貝殻が相当量発生することを踏まえ処理ルートの確保を検討している事情を踏まえれば、業として行っていないとはいえない。ご要望については、むしろ、北海道庁に対して、道知事の許可又は道知事の指導を迅速に対応してもらうことによって、実現できるものである。			1018010	松山市	下水道浄化センター包括的民間委託特区	「汚泥等の産業廃棄物の運搬及び処分に関する委託の特例」 汚泥等の運搬及び処分の許可を持っていない運転・維持管理業者であっても、産業廃棄物処理業の許可業者に再委託するのであれば、運転・維持管理に含めて汚泥等の運搬や処分が委託できるように緩和するか、また運転・維持管理業者が汚泥等の排出者と認められるような特例。	
	1300300	産業廃棄物については、多量発生性又は市町村における処理困難性を考慮し、いわゆる汚染者負担の原則も踏まえ、排出事業者自らの責任で処理することを義務付けているところ。 御指摘の趣旨はつまるところ、市町村が処理責任を負う一般廃棄物と同様に産業廃棄物であるバイオマス処理できるようにされたいものと考えられるところであるが、処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条に基づき個別に都道府県知事の許可を取得するか、または、廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。 なお、市町村がその事務として自ら産業廃棄物の処理を行うことは現行制度においても可能であり、かつ、その場合には、業許可は不要である。			C						1101020	湧別町	サロマ湖地域循環型社会特区	再生利用を目的とした廃棄物の収集運搬許可の容認
福祉法人による産業廃棄物である放置自動車のリサイクルの容認	1300310	廃棄物処理法第15条第2項の許可要件を緩和して欲しいとの御要望であるが、産業廃棄物である廃自動車分解し部品をとるための施設については、通常施設設置許可は必要とされていない。			E						2162030	社会福祉法人 柚の木福祉会	放置車輛特区	放置車輛の福祉施設への容認

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する 構造改革特区推進室からの 再検討要請	各省庁からの再検討要請 に対する回答	「措置の 分類」	「措置の 内容」	各省庁からの回答に対する 構造改革特区推進室からの 再々検討要請	各省庁からの再々検討要請 に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事 項（事項名）	
リサイクルの 排出企業と処理 企業による 協同組合につ いて廃棄物処 理業等の許可 の適用除外	1300350	<p>廃棄物は、占有者にとって不要な物であるためややもすると不適正な処理が行われがちな性格を有しているため、他人の廃棄物を業として処理する者については、個別に市町村長又は都道府県知事が許可を要することとしている。</p> <p>御提案は、排出企業と再資源化されたものを使用する企業が協同組合を設立した場合には組合が排出企業の排出した廃棄物を処理する場合も自社処理として取扱い、業許可を不要にしてほしいというものであるが、協同組合であっても、組合企業は別法人としてそれぞれ存続しており、組合は他人の廃棄物を業として行っているのだから、自社処理として取り扱うことはできない。</p> <p>御提案については、一般廃棄物・産業廃棄物ともに市町村長又は都道府県知事から個別の指定を受けることにより対応が可能と考えられ、許可を不要とする必要性は認められない。</p>			C D - 1						2135010	ひろしま青年円卓会議	リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第4節特別管理産業廃棄物処理業 第14条の4の4 特別管理産業廃棄物の処分	
	1300500	<p>廃棄物は、占有者にとって不要な物であるためややもすると不適正な処理が行われがちな性格を有しているため、他人の廃棄物を業として処理する者については、個別に市町村長又は都道府県知事が許可を要することとしている。</p> <p>御提案は、排出企業と再資源化されたものを使用する企業が協同組合を設立した場合には組合が排出企業の排出した廃棄物を処理する場合も自社処理として取扱い、業許可を不要にしてほしいというものであるが、協同組合であっても、組合企業は別法人としてそれぞれ存続しており、組合は他人の廃棄物を業として行っているのだから、自社処理として取り扱うことはできない。</p> <p>御提案については、一般廃棄物・産業廃棄物ともに市町村長又は都道府県知事から個別の指定を受けることにより対応が可能と考えられ、許可を不要とする必要性は認められない。</p>	<p>提案の内容は、個々の企業では効率的にできない廃棄物のリサイクルを、排出企業やリサイクル商品のユーザーが協同組合を設立して、円滑に行いたいというものである。提案によれば、相当の代替措置が講じられるものでもあり、特区において要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>	<p>協同組合と協同組合の構成員は別法人であるところ、協同組合が構成員から排出される様々な廃棄物を処理料金を徴取の上処理することは、他社で発生した廃棄物を協同組合が業として処理しているに過ぎないことから、廃棄物処理法に基づき協同組合が適切な処理能力を有するか等について審査する必要がある。</p> <p>仮に自社処理として扱った場合には、協同組合と組合構成員間の廃棄物の受委託が安易に行われ、本来別法人である組合構成員各々が有する処理責任の所在が不明確となり、結果的に不適正処理が行われる可能性が高まるとともに、万が一、協同組合等により不適正処理が行われた場合には、組合構成員に責任を追及できず、結果として原状回復等の措置が講じられない可能性がある。</p> <p>御要望に係る代償措置として報告書の提出又はバーコードシステムによる管理が挙げられているが、単なる報告書の提出では廃棄物の流れが不透明であることに変わりはなく、また、バーコードシステムについてもマニフェストに代替し得るものとは考えられるが、当該代償措置があるからといって自社処理とする理由にはならないと考えられる。</p> <p>御提案については、むしろ、市町村長又は都道府県知事から現行制度において設けられている個別の指定を受けることで済むので関係自治体に対して要望されることをお考えいただきたい。</p>	C D - 1	<p>提案者の意見によれば、本提案は「排出事業者責任の遂行を踏まえたもの」であり、効率的なリサイクルを目的とした協同組合については、排出物の特定等のための代替手段を講じるとともに、組合が解散した場合の組合員責任を明確化する制度を構築することにより、特例を認めることができないか、具体的に検討し、回答されたい。</p>				2135020	ひろしま青年円卓会議	リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2章一般廃棄物 第2節一般廃棄物処理業第7条の1の1 一般廃棄物の収集又は運搬		
												2135030	ひろしま青年円卓会議	リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2章一般廃棄物 第2節一般廃棄物処理業第7条の1の1 一般廃棄物の処分
												2135040	ひろしま青年円卓会議	リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業第14条の1の1 産業廃棄物の収集又は運搬
												2135050	ひろしま青年円卓会議	リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業第14条の1の4 産業廃棄物の処分
												2135060	ひろしま青年円卓会議	リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第4節特別管理産業廃棄物処理業第14条の4の1 特別管理産業廃棄物の収集又は運搬
												2136010	全国食品リサイクル事業協同組合	食品廃棄物リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2章一般廃棄物 第2節一般廃棄物処理業 第7条の1の1 一般廃棄物の収集又は運搬
												2136020	全国食品リサイクル事業協同組合	食品廃棄物リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第2章一般廃棄物 第2節一般廃棄物処理業 第7条の1の4 一般廃棄物の処分
												2136030	全国食品リサイクル事業協同組合	食品廃棄物リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業 第14条の1の1 産業廃棄物の収集又は運搬
												2136040	全国食品リサイクル事業協同組合	食品廃棄物リサイクル特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第3章産業廃棄物 第3節産業廃棄物処理業 第14条の1の4 産業廃棄物の処分

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)	
再生利用認定制度の対象品目の基準の緩和(食用廃油等)	1300410	<p>「専ら再生利用の目的となる産業廃棄物」とは、廃棄物処理法制定以前において、すでに回収・再生のスキームが確立していた古紙、くず鉄、空き瓶類、古繊維について特別に認められているものであり、廃食用油を当該廃棄物とすることはできない。御提案の趣旨はつまるところ、個別に収集運搬の許可を取得することなく廃食用油を回収したいとするものと考えられるが、個別に都道府県知事から指定を受けることにより、対応は可能と考えられる。</p> <p>また、廃食用油については腐敗性を有すると考えられ、広域的に収集運搬する過程で悪臭による生活環境に懸念されること、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時期に廃棄物の保管量が増大することで悪臭による生活環境に懸念されること、廃棄物の性状が劣化した場合にリサイクル製品の品質を保つことが困難となり再生利用の実施が不確実であるため、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。</p>	<p>一時的に廃棄物の保管量が増大しても、悪臭を防止したり、品質の劣化を防いだりする適切な代替措置を講じることにより、特区において再生利用認定制度の対象に出来ないが、具体的に検討し、回答された。</p>	<p>生活環境の保全上支障のある一般的な廃棄物処理施設の立地について、廃棄物処理法において施設を設置する事業者が周辺の地域の生活環境に及ぼす影響について調査を行ったうえで地域の周辺環境に応じて配慮がなされている確認した上で都道府県知事が許可を発給することとされており、再生施設であっても生活環境に影響がある施設については地域の实情に配慮して都道府県知事が許可を発給すべきなため環境大臣の認定制度の対象から除外しているものである。</p> <p>また、腐敗性を有する等生活環境への影響が懸念されるものの収集運搬や処分については、地域の生活環境への配慮も含めて許可条件を付けており都道府県知事や市町村が許可を発給すべきものであるため環境大臣の認定制度の対象から除外しているものである。</p> <p>このようなことから腐敗性を有するバイオマスについては、広域的に収集運搬する過程で悪臭による生活環境への影響が懸念されること、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時期に廃棄物の保管量が増大することで悪臭による生活環境への影響が懸念されること、廃棄物の性状が劣化した場合にリサイクル製品の品質を保つことが困難となり再生利用の実施が不確実であるため、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。</p> <p>収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県や市町村の判断で、一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関わらず業の許可を不要とすることが可能である。</p> <p>廃棄物処理施設については、効率的なりサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。</p> <p>なお、市町村の域を超えた広域的なりサイクルとして現実的に考え得るものについては、現状の食品リサイクル法に設けられている特例措置を用いれば充分実施が可能と認識している。</p>	C							2021020	吉田興産株式会社	バイオ・ディーゼル特区	廃油の収集運搬業、処分業の許可の適用緩和
	1300540	<p>収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条第2号及び第2条の3第2号並びに第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき地方公共団体の判断で、一般廃棄物・産業廃棄物とも業の許可を不要とすることが可能である。</p> <p>また、施設設置の許可については、一般廃棄物・産業廃棄物ともに許可権者は都道府県知事又は保健所設置市長であり、申請を受ける都道府県知事が、例えば添付書類を共用したり、審査を同時に進めたり、地方公共団体において事前の行政指導手続を廃止するなど、運用上合理的かつ迅速に申請の受理や審査を行うことは可能である。</p> <p>なお、廃棄物処理施設については、効率的なりサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。</p>	<p>要望内容は再生利用認定制度の品目拡大(「廃油」のうち食用油由来のもの、及び「食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物」のうち、大豆等の穀物由来のもの)を定めるものにおいて再生利用認定制度の対象になり得ないか、具体的に検討し、回答された。</p>	<p>生活環境の保全上支障のある一般的な廃棄物処理施設の立地について、廃棄物処理法において施設を設置する事業者が周辺の地域の生活環境に及ぼす影響について調査を行ったうえで地域の周辺環境に応じて配慮がなされている確認した上で都道府県知事が許可を発給することとされており、再生施設であっても生活環境に影響のおそれがある施設については地域の实情に配慮して都道府県知事が許可を発給すべきであるため環境大臣の認定制度の対象から除外しているものである。</p> <p>また、腐敗性を有する等生活環境への影響が懸念されるものの収集運搬や処分については、地域の生活環境への配慮も含めて許可条件を付けており都道府県知事や市町村が許可を発給すべきであるため環境大臣の認定制度の対象から除外しているものである。</p> <p>このようなことから腐敗性を有するバイオマスについては、広域的に収集運搬する過程で悪臭による生活環境への影響が懸念されること、リサイクル施設に運搬された後にリサイクル製品の需給調整で一時期に廃棄物の保管量が増大することで悪臭による生活環境への影響が懸念されること、廃棄物の性状が劣化した場合にリサイクル製品の品質を保つことが困難となり再生利用の実施が不確実であるため、再生利用認定制度の対象とすることは困難である。</p> <p>収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても、廃棄物処理法施行規則第2条第2号、第2条の3第2号、第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県や市町村の判断で、一般廃棄物・産業廃棄物の区分に関わらず業の許可を不要とすることが可能である。</p> <p>廃棄物処理施設については、効率的なりサイクル・処理を促進する観点から、許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行う予定である。</p> <p>なお、市町村の域を超えた広域的なりサイクルとして現実的に考え得るものについては、現状の食品リサイクル法に設けられている特例措置を用いれば充分実施が可能と認識している。</p>	C		<p>食用廃油については、一般家庭において台所の排水口を通じた下水道への投棄がなされることが多く、提案内容はこうした食用廃油の機動的な回収とリサイクル促進を図るべく、NPOやボランティア団体等に食用廃油の収集、運搬の役割を期待しているものである。また、提案者の意見によれば、悪臭問題についても蓋付き専用タンクの使用といった代替措置が講じられ、食用廃油の一時的な需給調整による生活環境への悪影響についても、工場内に専用倉庫を設置するといった代替措置が講じられるとのことである。以上を踏まえ、提案者の要望が実現できないか、具体的に検討し、回答された。</p>					1428010	長野県	食品リサイクル促進特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(以下「法」という。)第9条の8第1項及び法第15条の4の2第1項の規定による再生利用の特例の拡大及び認定権限の委譲

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
再生利用認定制度の対象品目の基準の緩和(上乗せ規制に関する基準)	1300520	御要望については、法令の上回る規制のうち、関係者の同意については、単に関係者への説明を求める手続を設けている場合を除いているほか、流入規制についても単なる届出を除外しており、御要望の趣旨は盛り込まれているものと考えます。			E						1121040	三重県地域再生特区協働プロジェクトグループ(三重県、四日市市、四日市港管理組合)	技術集積活用型産業再生特区	再生利用認定制度の対象品目の拡大
再生利用認定制度の対象品目の基準の緩和(木くず)	1300560	具体的な提案をようかがいたい。	具体的な提案をよく聞いた上で、既に講じられている特区の対象となるよう検討し、回答されたい。	現在茨城県と相談中である。適切な除湿の措置を講じたうえで容易に腐敗しないものに関する再生利用認定制度の特例を創設し、廃木材の高圧投入について施設や業の許可を不要とする。	D-2 A						1247100	茨城県	鹿島経済特区	再生利用認定制度の拡大(梱包木材(木くず)の有効活用)
リサイクル対象品である鉄鋼スラグの輸出にかかる規制の緩和	1300400	廃棄物処理法上、国内において生じた廃棄物は、なるべく国内において適正に処理しなければならないとされていることを踏まえ、輸出の確認に当たっては、不適正な輸出により、輸出先で生活環境保全上の支障を生じることがないよう慎重かつ厳格に審査することとしている。輸出は、いったんなされてしまうと原状回復等が極めて困難であり、かつ、相手国との間で外交問題に発展するおそれもあり、特区による対応になじまないと考えられる。	鉄鋼スラグは現実にも国内でも有効活用されているものであり、海外から実需のあるものであれば、FOB<0であっても、一律に廃棄物の対象とせず、特区において対応できないか、具体的に検討し、回答されたい。	鉄鋼スラグについては、水砕スラグがセメント原料、徐冷スラグが路盤材、製鋼スラグが所内リサイクル(鉄の製錬工程の原料)及び路盤材に有効利用されていることは承知している。 鉄鋼スラグをはじめ海外に物品を輸出する際に、FOB<0の場合、廃棄物処理法上の廃棄物に該当し、環境大臣の確認を得た上で輸出していただくこととなっている。 これは、物品の輸出の前に、輸出相手国において輸出品が確実に再生利用されることを確実に確認する必要があるため、廃棄物の不適切な輸出が一旦なされてしまうと、原状回復が極めて困難であり、相手国との間で外交問題に発展するおそれがあることから、輸出先で生活環境保全上の支障を生じることがないよう、環境大臣が事前に輸出の前に慎重かつ厳格に審査するものである。 従前より、企業等の方から廃棄物の輸出相談を受ければ、迅速に対応しており、輸出確認の手続きを経て、実際に輸出していただいているところであり、鉄鋼スラグの輸出についても輸出相談をうけることは、吝かではない。	C	提案者の意見によれば、鉄鋼スラグの性状に関わらず、需給バランスによってFOB<0となった場合に一律廃棄物と判断され、輸出制限がかかっているのが実情であり、これが不合理であるとのことである。この指摘を踏まえ、提案内容が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	これまで、廃棄物の輸出に関するご相談を受け、誠意を持って対応させていただいているところであり、本件についても、輸出相手国において再生利用が確実なことで、廃棄物処理基準を下回らない方法により確実に処理されること等が確認できれば、環境大臣の確認を得た上で輸出可能であると考えられる。 なお、輸出確認を行った案件の中には、標準処理期間が60日間のところ、申請から確認まで、約2週間以内に対応しているものもあり、引き続き、迅速に対応したいと考えている。	D-1		1247090	茨城県	鹿島経済特区	鉄鋼スラグの輸出にかかる弾力的運用	
鶏糞ボイラーで肉骨粉を燃料として使用するための規制緩和	1300430	肉骨粉についてはBSEの発生に伴い、農林水産省において肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造・販売の一時停止を行い余剰となった肉骨粉は隔離焼却処理を推進することとされ、肉骨粉の燃焼条件について廃棄物処理法第8条の2第1項第1号に規定する技術上の基準に適合する施設であって、同法第8条の3に規定する維持管理の技術上の基準に従い焼却することとされたところである。 環境省は、これらの動向を踏まえ、製品として売れ残った肉骨粉については一般廃棄物であることを明確にし、処理の円滑化について地方公共団体に要請を行っているところである。 このようなことから、認定の要請については、肉骨粉の適正処理の観点から、鶏糞ボイラーについては肉骨粉の焼却を行う行為は適切ではないと考えます。			C						1263010	宮崎県	畜産リサイクル推進特区	鶏糞ボイラーで肉骨粉を燃料として使用するための規制緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
	1300380	リサイクル対象物を廃棄物から除外することし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でリサイクル名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。 また、そのような不適正処理が起きた場合の原状回復責任もあいまいになってしまい、責任を追及できない場合、最終的には地方公共団体が多額な原状回復費用を負担せざるを得なくなることに留意する必要がある。 御提案については、都道府県知事から個別の指定を受けることにより対応が可能と考えられる。 なお、材木の加工に伴って生じる木片であっても有償売却し得る性状を有しているものであれば廃棄物には該当しない。	不適正な処分等がなされないよう、適切な代替措置が講じられることで、「特区」という限られた区域のみにおいて要望が実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。	<p>廃棄物処理法が特区如何にかかわらず生活環境の保全を目的として制定されている法律であることを踏まえ、不適正処理防止の観点から廃棄物から適用除外とすることはありえない。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除くことは、廃棄物が不適切な取扱いがなされることなく確実にリサイクルされるために必要な担保措置がなくなることになるものであり、リサイクルと称する不法投棄が多発してきている実情からみても、不適当である。</p> <p>ご要望の趣旨は、いずれも、廃棄物をリサイクルする際の事業化を容易にしようとするものであると考えられるが、現行でも地方公共団体の判断でリサイクルを行う事業者の事業許可を不要とすることができる。また、廃棄物処理施設については、効率的なリサイクル・処理を促進する観点から許可を取得している産業廃棄物処理施設において、その施設で処理できる産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物を処理できるようにする制度の見直しを平成15年度に行うことを予定しているところ。現行の廃棄物処理法は、不適正処理を根絶するため、地方公共団体の強いご要望を受けて各種規制を新設・強化してきたものであるが、多数の地方公共団体において要綱等により、廃棄物処理法によらない規制(許可申請前に事業者に対して事前協議を求めるといった)が行われており、むしろこうした規制が円滑な事業実施を困難としていると考えられるため、地方公共団体の判断で行われている法律によらない規制の見直しについてまず検討していただく必要がある。</p> <p>なお、廃棄物をリサイクルする上での課題は、天然資源、新材料、新製品の方が廃棄物を再生したものよりも安いこと、再生するよりも安価な処分をする方が安いことから、経済的にリサイクルが不利となっていることである。リサイクルされる廃棄物を廃棄物処理法の対象から除外することで、こうした課題が解決するものではなく、リサイクル推進のためには、リサイクルを義務付けることや、再生品の使用を強力に進めるといった需要側での対応が必要である。</p>	C D-1 E						1100010	豊根村	自然エネルギー活用特区	同一主体が同一場所で処理する添加物の無い木(くず)の廃棄物からの除外
	1300420	リサイクル対象物を廃棄物から除外することし、廃棄物処理法の適用を「特区」という限られた区域のみにおいて除外すれば、特区内でリサイクル名目での不適正な管理等がなされるおそれや特区外に持ち出され不適正な処分等がなされるおそれがある上、これらを防止する手段もなくなることから、不適当である。 また、そのような不適正処理が起きた場合の原状回復責任もあいまいになってしまい、責任を追及できない場合、最終的には地方公共団体が多額な原状回復費用を負担せざるを得なくなることに留意する必要がある。 御指摘の趣旨はつまるところ、バイオマスの焼却に伴うダイオキシンの発生防止のための規制を緩和することであるが、国民の健康保護の観点からダイオキシン類に係る規制を撤廃することは適当ではない。			C						1076010	和泉村	流域最上流部にダム湖が在る山村の森林バイオマス資源化の特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律のバイオマス事業の原材料として使用する再生資源については、「廃棄物」の定義から除く。また、ダイオキシン対策特別措置法の測定要件の緩和。
バイオマス燃料原料の廃棄物からの除外	1300440	産業廃棄物に係る業許可を不要にして欲しいというものであれば、収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても廃棄物処理法施行規則第9条第2号及び第10条の3第2号に基づき都道府県知事の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。 なお、一般廃棄物については、つくば市の責任において、運搬委託を行うか又は運搬業者を個別に指定することにより対応可能であり、特区制度を活用する必要性はうすいと考える。			D-1		残さや排ガス処理等で何らかの適切な処理がなされることを前提に、バイオマスについても再生利用認定制度と同様の枠組みを構築できないか、具体的に検討し、回答されたい。				1338040	つくば市	つくば新エネ市民電力特区	バイオマス発電のための有機廃棄物の収集運搬を容易化
	1300450	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの、をいうところ、廃棄物は、占有者にとって不要な物であるため、「捨てた方が得」であり、リサイクルを含め、その処理に適正な費用をかけようとする動機付けが働かないことから、不法投棄などの不適正な処理を未然に防止するため、処理業の許可制度を設け、適正な処理を確保することとしている。 御要望の趣旨はつまるところ、バイオマス燃料原料として活用する場合には廃棄物処理業の許可を不要にして欲しいというものと考えられるが、廃棄物は、リサイクル可能であるか否かにかかわらず、取扱いいかんによって悪臭を発生したり、腐敗性を有するなど当該廃棄物の性状に応じた適切な取扱いが必要である。このため、産業廃棄物を収集運搬する場合には当該廃棄物の性状に応じて特殊な車輛を用いるなど生活環境保全上の支障が生じないよう適正な配慮を行う必要があり、一定の要件に適合する者に限って許可を付与することとしているところ。 なお、廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号及び第10条の3第2号に基づき市町村長又は長野県知事の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。	バイオマス燃料原料については、適正な代替措置が講じられることを条件に、廃掃法上の廃棄物からの除外、または再生利用認定制度と同様の制度の構築により、提案主体の要望が特区において実現できないか、具体的に検討し、回答されたい。		C D-1						1427010	長野県	アグリ・バイオマス活用特区	バイオマス燃料製造における、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃そう法)の規制の緩和(撤廃)
	1300550	廃棄物とは、「占有者が自ら利用し、又は他人に有償で売却することができないために不要になったもの、をいうところ、廃棄物は、占有者にとって不要な物であるため、「捨てた方が得」であり、リサイクルを含め、その処理に適正な費用をかけようとする動機付けが働かないことから、不法投棄などの不適正な処理を未然に防止するため、処理業の許可制度を設け、適正な処理を確保することとしている。 御要望の趣旨はつまるところ、バイオマス燃料原料として活用する場合には廃棄物処理業の許可を不要にして欲しいというものと考えられるが、廃棄物は、リサイクル可能であるか否かにかかわらず、取扱いいかんによって悪臭を発生したり、腐敗性を有するなど当該廃棄物の性状に応じた適切な取扱いが必要である。このため、産業廃棄物を収集運搬する場合には当該廃棄物の性状に応じて特殊な車輛を用いるなど生活環境保全上の支障が生じないよう適正な配慮を行う必要があり、一定の要件に適合する者に限って許可を付与することとしているところ。 なお、廃棄物の収集運搬業・処分業の許可については、現行制度においても廃棄物処理法施行規則第2条の3第2号及び第10条の3第2号に基づき市町村長又は長野県知事の判断で、業の許可を不要とすることが可能である。			C						1426020	長野県	エココミュニティ創出特区	再生利用認定制度の要件緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	各省庁からの再検討要請に対する回答	「措置の分類」	「措置の内容」	各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	各省庁からの再々検討要請に対する回答	「措置の分類」の見直し	「措置の内容」の見直し	提案事項コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項(事項名)
堆肥化等のリサイクル施設の設置許可に関する規制緩和	1300480	御提案の廃棄物を処理するための施設の許可については、都道府県知事の許可を取得することで対応が可能と考えられるので、具体的な計画が固まった時点で許可権者たる石川県に相談されたい。			C						2005100	NPO法人申請中 I・H・H・S グループ	1.3億人の雇用と、100兆円/年の売り上げを実現する「プロジェクト名:tammy」	珠洲市内で発生するゴミ、産業廃棄物を有用資源に転換する「残債:0、排ガス:0、汚水:0、有毒ガス:0、のゴミ処理装置」の設置、運転許可がほしい
一般廃棄物の収集・運搬に係る許可制限の緩和	1300490	住民等から日々排出される一般廃棄物の処理については、住民等に対する基礎的サービスとして、市町村の税金等により、市町村が一般廃棄物処理計画に従って一般廃棄物の収集や処理について行っているところである。民間業者が行う一般廃棄物の処理は、廃棄物処理計画に従って、市町村の統括的な処理責任の下、市町村の処理を補完する観点から、市町村の廃棄物処理業の許可制度や再生利用に関する指定制度により認めることとしている。 御要望については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条に基づき個別に市町村長の許可や廃棄物処理法施行規則第2条第2号、第2条の3第2号に基づく市町村長の指定により対応可能である。			C						1135010	柳井市	廃棄物収集・運搬特区	一般廃棄物の収集・運搬に係る許可制限の緩和
リサイクル施設の設置許可の適用除外の対象拡大	1300580	植物系廃棄物については、そのもの自体に腐敗性を有し悪臭等を発生する等生活環境の保全上支障が生じる廃棄物である。 その廃棄物を処理する一定規模以上の廃棄物処理施設については生活環境への影響が懸念されるため、施設の構造や設置する者の資力から見て生活環境保全上支障のない処理が可能か確認する観点から許可制度を設けており、堆肥化等のリサイクル施設に係る施設規模の引き下げを行うことは適切でないとする。	自治体により生活環境の保全上一定の代替措置が講じられれば、特区において許可が必要な廃棄物処理施設の能力基準が引き上げられないか、検討の上回答されたい。	廃棄物処理施設は、搬入される廃棄物が、種々雑多な組成のものが混合されたものであること、前記のような廃棄物を適正に安定化・無害化するための取扱いが求められること、周辺環境に配慮した施設設計・稼働について地元の意見を踏まえた総合的判断を行政が的確に行う必要があること、という特徴を持つことから、廃棄物処理法において、施設許可制度の対象とすることとしている。 また、廃棄物処理法に基づく許可というプロセスは、周辺住民の不安や懸念を緩和するためにも社会システムとして必要なものと考えている。まして、周辺環境に配慮した適切な施設であるならば、法に基づき許可を受けることを迂回しようとする必要はない。 御指摘は、施設許可の裾切りを緩和し、これまで許可が必要とされていた施設について許可不要としたものと考えられるが、廃棄物処理施設の整備が地域の反対により容易に進まないのは、迷惑施設であるとの住民感情があることに加え、廃棄物の不適正処理が横行してきたこと(リサイクル可能な廃棄物についても大規模な不法投棄がなされている実態)等に起因して廃棄物処理に対する不信感が増大しているためであり、仮に許可制度を緩和しても下記に述べるとおり施設の設置が容易になるわけではないと考えられる。 むしろ、当該施設の設置が円滑に進まないのは地方公共団体において関係者の同意を求める等廃棄物処理法を上回る規制が行われているためであり、まずは、当該法令を上回る規制の適用除外について見直しあるいは実施主体に対し見直しを御要望されることが先決ではないかと考えられる。	C		小規模施設におけるリサイクル促進の観点から、施設設置許可の適用除外の対象拡大ができないか、具体的に検討し、回答されたい。	廃棄物処理施設は、搬入される廃棄物が、種々雑多な組成のものが混合されたものであること、前記のような廃棄物を適正に安定化・無害化するための取扱いが求められること、周辺環境に配慮した施設設計・稼働について地元の意見を踏まえた総合的判断を行政が的確に行う必要があること、という特徴を持つことから、廃棄物処理法において、施設許可制度の対象とすることとしている。 また、廃棄物処理法に基づく許可というプロセスは、周辺住民の不安や懸念を緩和するためにも社会システムとして必要なものと考えている。まして、周辺環境に配慮した適切な施設であるならば、法に基づき許可を受けることを迂回しようとする必要はない。 御指摘は、施設許可の裾切りを緩和し、これまで許可が必要とされていた施設について許可不要としたものと考えられるが、廃棄物処理施設の整備が地域の反対により容易に進まないのは、迷惑施設であるとの住民感情があることに加え、廃棄物の不適正処理が横行してきたこと(リサイクル可能な廃棄物についても大規模な不法投棄がなされている実態)等に起因して廃棄物処理に対する不信感が増大しているためであり、仮に許可制度を緩和しても下記に述べるとおり施設の設置が容易になるわけではないと考えられる。 むしろ、当該施設の設置が円滑に進まないのは地方公共団体において関係者の同意を求める等廃棄物処理法を上回る規制が行われているためであり、まずは、当該法令を上回る規制の適用除外について見直しあるいは実施主体に対し見直しを御要望されることが先決ではないかと考えられる。			1028010	千葉県東金市	グリーン・エミッション特区	植物系廃棄物のリサイクル施設の設置促進・環境緑化産業の振興のための能力基準の緩和
	1300590	木くずの破碎施設については、騒音を発生する等生活環境の保全上支障が生じる廃棄物処理施設である。 その廃棄物を処理する一定規模以上の廃棄物処理施設については生活環境への影響が懸念されるため、施設の構造や設置する者の資力から見て生活環境保全上支障のない処理が可能か確認する観点から許可制度を設けており、木くずの破碎施設に係る施設規模の引き下げを行うことは適切でないとする。	自治体により生活環境の保全上一定の代替措置が講じられれば、特区において許可が必要な廃棄物処理施設の能力基準が引き上げられないか、検討の上回答されたい。	廃棄物処理施設は、搬入される廃棄物が、種々雑多な組成のものが混合されたものであること、前記のような廃棄物を適正に安定化・無害化するための取扱いが求められること、周辺環境に配慮した施設設計・稼働について地元の意見を踏まえた総合的判断を行政が的確に行う必要があること、という特徴を持つことから、廃棄物処理法において、施設許可制度の対象とすることとしている。 また、廃棄物処理法に基づく許可というプロセスは、周辺住民の不安や懸念を緩和するためにも社会システムとして必要なものと考えている。まして、周辺環境に配慮した適切な施設であるならば、法に基づき許可を受けることを迂回しようとする必要はない。 御指摘は、施設許可の裾切りを緩和し、これまで許可が必要とされていた施設について許可不要としたものと考えられるが、廃棄物処理施設の整備が地域の反対により容易に進まないのは、迷惑施設であるとの住民感情があることに加え、廃棄物の不適正処理が横行してきたこと(リサイクル可能な廃棄物についても大規模な不法投棄がなされている実態)等に起因して廃棄物処理に対する不信感が増大しているためであり、仮に許可制度を緩和しても下記に述べるとおり施設の設置が容易になるわけではないと考えられる。 むしろ、当該施設の設置が円滑に進まないのは地方公共団体において関係者の同意を求める等廃棄物処理法を上回る規制が行われているためであり、まずは、当該法令を上回る規制の適用除外について見直しあるいは実施主体に対し見直しを御要望されることが先決ではないかと考えられる。	C			廃棄物処理施設は、搬入される廃棄物が、種々雑多な組成のものが混合されたものであること、前記のような廃棄物を適正に安定化・無害化するための取扱いが求められること、周辺環境に配慮した施設設計・稼働について地元の意見を踏まえた総合的判断を行政が的確に行う必要があること、という特徴を持つことから、廃棄物処理法において、施設許可制度の対象とすることとしている。 また、廃棄物処理法に基づく許可というプロセスは、周辺住民の不安や懸念を緩和するためにも社会システムとして必要なものと考えている。まして、周辺環境に配慮した適切な施設であるならば、法に基づき許可を受けることを迂回しようとする必要はない。 御指摘は、施設許可の裾切りを緩和し、これまで許可が必要とされていた施設について許可不要としたものと考えられるが、廃棄物処理施設の整備が地域の反対により容易に進まないのは、迷惑施設であるとの住民感情があることに加え、廃棄物の不適正処理が横行してきたこと(リサイクル可能な廃棄物についても大規模な不法投棄がなされている実態)等に起因して廃棄物処理に対する不信感が増大しているためであり、仮に許可制度を緩和しても下記に述べるとおり施設の設置が容易になるわけではないと考えられる。 なお、法律上生活環境に適切な配慮が必要な施設について、特区区域においてのみ実質的に許可不要とすることは、当該地域においては生活環境に配慮しなくても良い(他の地域よりも環境負荷・環境汚染に強い地域)ということを地方公共団体自らが認めることになると考えられるが、そういう趣旨の提案の実現を求められるのがあため検討し直されるべきではないか。			1100020	豊根村	自然エネルギー活用特区	木くずの破碎処理にかかる量的緩和

特例事項	管理コード	措置の概要(対応策)	各省庁からの回答に対する 構造改革特区推進室からの 再検討要請	各省庁からの再検討要請 に対する回答	「措置の 分類」	「措置の 内容」	各省庁からの回答に対する 構造改革特区推進室からの 再々検討要請	各省庁からの再々検討要請 に対する回答	「措置の 分類」の 見直し	「措置の 内容」の 見直し	提案事項 コード	提案主体名	特区構想名	規制の特例事項 (事項名)
廃棄物処理施設における技術管理者の設置基準の緩和	1300630	市町村の一般廃棄物処理施設において設置することとされている技術管理者については、必ずしも地方公共団体職員である必要はないので、益田市の判断で民間の技術管理者を設置することは可能である。			D - 1						1329010	益田市	廃棄物処理施設技術管理者の自治体職員配置緩和特区	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第21条第1項の技術の管理者の設置
国の補助金等により設置したバイオマス発電施設等の目的外利用等制限の緩和	1300640	補助金により設置したバイオマス発電施設等において、当該補助事業終了後に利用できるバイオマスの範囲については、当該バイオマスの所管省庁にかかわらず、その利用が補助金の交付目的内であれば利用できることとされており、さらに、仮にその利用が補助金の交付目的内と認められない場合であっても、補助金適正化法第22条に基づく目的外利用等の承認申請があった場合には、具体的には個々に判断されるべきものではありませんが、本来の補助目的の達成に影響を及ぼすものでなければ、その利用を認める運用を行っているところです。			D - 1						1338050	つくば市	つくば新エネ市民電力特区	バイオマス発電設備での多様なバイオマス利用の実現
マニフェスト制度の緩和	1300660	産業廃棄物管理票は、排出事業者が処理を委託した産業廃棄物の移動の状況、処理の状況を自ら把握すること、排出事業者が産業廃棄物の処理を他人に委託する際に、当該委託に係る産業廃棄物の性状等に関する情報を性格に伝達することにより、産業廃棄物の不法投棄等の不適正処理の防止と産業廃棄物の処理過程における事故の防止に必要なものであり、安易な緩和は認められない。 なお、御指摘のような事案については、電子マニフェスト制度の活用等により対応が可能である。			C D - 1						1382020	釜石市	循環資源等集積特区	マニフェスト制度の緩和
新規電気抵抗式溶融施設について、廃棄物処理業の許可の基準、施設の技術上の基準の特例	1300670	御要望について、具体的にどのような構造基準が障害となっているのか不明であるが、廃棄物焼却施設については、ダイオキシン対策を含め生活環境保全上の観点から、必要不可欠な構造基準等が定められているところであり、特区においてこれらの焼却施設に係る基準の特例を認める必要性は認められない。	当該技術の施設について、具体的な相談があった場合には、これに対応した構造基準が設けられないか、検討されたい。	具体的なお話を伺いたい。	C						2052020	株式会社 ゼリアエコテック	次世代型環境リサイクル特区	新規電気抵抗式溶融施設の原理に適合した「廃棄物処理業の許可の基準、施設の技術上の基準」を特例として設ける。
家電4品目に関する指定引取場所の緩和	1300680	指定引取場所の設置に当たっては、地域の人口、世帯数、販売店数、販売実績等を勘案しつつ、自治体や電気小売商業組合等の関係者の意見を踏まえ、利用者便益と維持管理費用とを勘案して決められたものである。 なお、指定引取場所の設置・廃止については、現行法の下でも、製造業者等が地域的条件等を考慮した上で任意で設置できる。			D - 1						1088010	東松山市	家電リサイクル特区	家電4品目に関する指定引取場所の緩和
製造業者等以外による廃家電の再商品化等の実施。	1300690	提案内容は、小売業者を通さず直接排出者から引き取って実施するリサイクルであり、現行制度においてもその実施主体については、業種等の制限など参入規制は設けられておらず、廃棄物の処理及び清掃に関する法律上の処理等の許可を受け、特定家庭用機器再商品化法のリサイクル水準と同等以上のリサイクルを実施できる者であれば、提案内容に記載のあるような主体であっても、当該事業を実施することが可能。			D - 1						2034010	首都圏電気電子機器リサイクルセンター-事業協同組合	首都圏電気電子機器手分解処理リサイクル市民参加のフリー-キンガールバイト事業	リサイクル家電4品目リサイクル処理の市民アルバイトリサイクル参加、メーカー主導システムとの連携補完を目的とするため法の拡大解釈
食品リサイクル認定事業者の規制緩和	1300700	食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第10条に基づく登録制度は、食品循環資源を広域的に収集し、効率的に再生利用する事業者を育成するための制度であり、広域に存在する食品関連事業者からの委託等に確実に応えるため、1日当たりの処理量が5トン以上という一定規模以上の処理能力を有する事業者を対象にしているものであり、対応不可。 なお、再生利用事業者としての登録を受けなくとも食品循環資源の再生利用を実施することは可能である。			C						1426040	長野県	エココミュニティ創出特区	食品リサイクル認定事業者の規制緩和